

森・川・海ごみ削減実践活動支援事業実施要領

第1 趣旨

静岡県河川協会は、海洋プラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、清掃活動を行う団体に対し、その活動に要する経費について予算の範囲内において森・川・海ごみ削減実践活動支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付する。

この要領は、その実施について必要な事項を定める。

第2 交付の対象者

森・川・海等において、プラスチックごみ（ペットボトル、食品トレー等）の回収等、清掃活動を行う団体。

第3 交付の条件

- (1) 清掃活動に対し、県の支援制度を活用していないこと。
- (2) 清掃活動を行う人数は、1回当たり5人以上とする。
- (3) 補助申請は、1団体につき1回限りとする。ただし、1回の補助申請につき複数回の清掃活動を行うことを妨げない。

第4 補助の対象及び補助額

- (1) 補助対象
清掃活動に要する経費であって別表に掲げる費用。
- (2) 補助額
(1)に掲げる費用の10分の10以内の額とし、10万円を限度とする。

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を申請しようとする者は、清掃活動を実施しようとする日の10日前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）を添えて静岡県河川協会長（以下、「協会長」という。）に申請するものとする。

第6 補助金の交付決定及び交付決定の条件

第5の規定による申請内容により適当と認められたものに、補助金の交付を決定する。

2 次に掲げる事項は、補助金の交付決定の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、その理由を記載した書面（様式第3号）により協会長に申請してその承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更（事業費の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を協会長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳

簿等を備え付け、これらを実績報告の日から5年間保管しておくこと。

第7 実績報告

補助事業終了の報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して15日以内に事業実績（廃止）報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて協会長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第5号）
- (2) その他必要な書類（清掃活動を複数回行った場合は、その行った全ての清掃活動に係る書類）
 - ア 活動の様子がわかる写真（活動全体の様子がわかるもの、回収したごみ（プラスチックごみが写っているもの）、購入した物品、その他草刈り、水中清掃、環境学習の実施状況がわかるもの）
 - イ 参加人数が確認できるもの（参加者名簿、集合写真等）
 - ウ 支出経費を証明する領収書又は支払証明書

第8 交付額の確定

協会長は、第7の規定による報告があったときは、当該報告の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

第9 補助金交付の方法

補助金は、第8の規定による補助金の交付額が確定したものに交付する。

ただし、事業を円滑に実行するため特に必要な場合で、事業の執行が確実と認められる場合は概算払いすることができる。

- 2 概算払の金額は、補助金額の70%以内とする。（千円未満切捨て）

第10 補助金の請求

補助金の請求は、補助金請求書（様式第6号）又は補助金概算払い請求書（様式第7号）を協会長に提出して行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和7年度事業から適用する。

別表（第4関係）

補助対象経費

区 分	費用の内訳
清掃用具	トンガ、ほうき、熊手、ちりとり、軍手、ごみ袋、ごみ回収に使用するバケツ、これらに類する清掃用具、清掃活動と同時に実施する草刈りに使用する鎌、これに類する用具（原動機付きのものについては替え刃に限る）
水中清掃用具	水に入る清掃で使用する長靴、胴長、防水ズボン等（上着を除く）、潜水して行う清掃に使用するシリンダー充填費、根掛りを切除するための道具
ごみ処分費	ごみの運搬委託費、処理手数料、運搬車のリース代（燃料代を除く）
環境学習器具	清掃活動と同時に実施するプラスチックごみ等の調査学習等に使用する金網、ピンセット、ビーカー等の器具
その他	現地での応急手当用の医薬品・救急用具、参加者の傷害保険（清掃活動実施時期に限る）、渡船等の水上移動の料金（実施場所への移動のため必要最小限のものに限る）